

…提出省略可となる可能性があるもの

| 対象者 | 提出物 | チェック |
|---|---|------|
| 共通 | ① 結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号） | |
| | 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本 ※戸籍が武豊町にある場合、町による調査同意が申請者から得られれば提出省略可 | |
| | ② パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の届出者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書の写し ※武豊町に届出た場合、町による調査同意が申請者から得られれば提出省略可 | |
| | ③ 住民票 ※町による調査同意が申請者から得られれば提出省略可 | |
| | ④ 令和6年度の所得証明書（夫婦2人分） ※申請時において無職の場合であっても要提出 ※R6.1.1現在、住民票が武豊町にある場合、町による調査同意が申請者から得られれば提出省略可 | |
| | ⑤ 町税の未納がないことが確認できる書類（納税証明書・未納がない証明）（世帯全員） ※町による調査同意が申請者から得られれば提出省略可 | |
| | ⑥ 住居の取得費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越費用の領収書等の写し ※対象となる費用は、夫婦どちらかが支払ったものに限る ※婚姻日の3月前またはR6.4.1のいずれか遅い日～申請日までに支払済のものであること ※賃料、共益費については最大1か月分 ※原本可。ただし返却不可 ※領収書に支払者氏名、支払の内訳、支払日、支払先の記載がなければ、支払先に作成してもらって下さい ※クレジットカード引落の場合、クレジットカードの明細と金額の内訳が分かる書類の写しでの提出可 ※銀行引落の場合、通帳の該当ページの写し（通帳表紙の写しも必要）と金額の内訳が分かる書類の写しでの提出可。ただし通帳原本持参のこと。 | |
| 令和5年中（R5.1.1～12.31）に貸与型奨学金を返済された方 | ⑦ 貸与型奨学金の返還額が分かる書類（奨学金返還証明書）の写し（通帳等による返済額の確認でも可能） | |
| 住宅の新築もしくは購入された方 ※申請書（様式第1号）、住民票及び補助対象となる住宅の住所（契約書記載の住所）が同一である必要があります ※婚姻日より前に取得した住宅については、婚姻前1年以内に婚姻を機として取得した住宅であること | ⑧ 請負契約書又は売買契約書の写し（建物図面等の提出は不要） ※契約名義に、夫または妻が含まれていること | |
| | ⑨ 新耐震基準に適合していることが分かる書類の写し（重要事項説明書等） ※契約書等の書面に記載がない場合は、管理会社で証明書を発行してもらってください ※新耐震基準に適合しているかどうかは、築年月日（1981年6月以降の建築物であるかどうか）で判断します | |
| | ⑩ 住居の所在地及び住戸専用面積が分かる書類の写し（契約書等） ※契約書等の書面に記載がない場合は、管理会社や大家名で証明書を発行してもらってください ※交付申請時の世帯の人数に応じた最低居住面積水準以上の住戸専用面積であるか（夫婦2人世帯の場合30㎡）を確認します | |
| 賃貸住宅に居住の方 ※申請書（様式第1号）、住民票及び補助対象となる住宅の住所（契約書記載の住所）が同一である必要があります ※婚姻日より前に賃借した住宅については、婚姻前1年以内に婚姻を機として新たに賃借した住宅であること | ⑪ 賃貸借契約書の写し ※契約名義に、夫または妻が含まれていること | |
| | ⑫ 住宅手当の支給について分かる書類（給与明細の写し又は住宅手当支給証明書（様式第2号）） | |
| | ⑬ 新耐震基準に適合していることが分かる書類の写し（重要事項説明書等） ※契約書等の書面に記載がない場合は、管理会社や大家名で証明書を発行してもらってください ※新耐震基準に適合しているかどうかは、築年月日（1981年6月以降の建築物であるかどうか）で判断します | |
| | ⑭ 住居の所在地及び住戸専用面積が分かる書類の写し（契約書等） ※契約書等の書面に記載がない場合は、管理会社や大家名で証明書を発行してもらってください ※交付申請時の世帯の人数に応じた最低居住面積水準以上の住戸専用面積であるか（夫婦2人世帯の場合30㎡）を確認します | |